

令和3年5月

令和3年度  
大阪府介護支援専門員更新研修・再研修  
受講者の皆さま

公益社団法人大阪介護支援専門員協会  
(大阪府介護支援専門員研修実施団体)

令和3年度大阪府介護支援専門員未経験更新研修・再研修  
の延期と取扱いについて(その3)

日頃は、当協会が実施する研修に、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、大阪府と協議の結果、6月中の未経験更新研修・再研修の実施も、延期することになりました。

研修再開につきましては、以下のとおり予定しておりますので、ご確認の上、受講いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、延期の期間は、変更となる場合があります。変更する場合は、再度案内をいたしますが、当協会のホームページも、引き続きご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

1. 研修再開の予定

- (1コース) 研修5日目が7月10日(土)のコースの方(21MK01)  
⇒ 7月10日(土)を「研修3日目」として再開いたします。  
研修開始時間は、10:00からとなります。
- (3コース) 研修5日目が7月19日(月)のコースの方(21MK03)  
⇒ 7月19日(月)を「研修3日目」として再開いたします。  
研修開始時間は、10:00からとなります。
- (5コース) 変更した研修5日目が7月15日(木)のコースの方(21MK05)  
⇒ 7月15日(木)を「研修3日目」として再開いたします。  
研修開始時間は、10:00からとなります。
- (6コース) 変更した研修4日目が7月1日(木)のコースの方(21MK06)  
⇒ 7月1日(木)を「研修3日目」として再開いたします。  
研修開始時間は、10:00からとなります。
- (7コース) 変更した研修6日目が7月9日(金)のコースの方(21MK07)  
⇒ 7月9日(金)を「研修4日目」として再開いたします。  
研修開始時間は、10:00からとなります。

○(8・9・11・12コース)1日目が6月16日(水)、2日目が6月30日(水)のコースの方(21MK08・09・11・12、21EK08・09)

⇒3日目の日程から「研修3日目」として再開いたします。

研修開始時間は、10:00からとなります。

## 2. 延期に伴い変更した研修日程

※別紙参照

## 3. 事例の提出について

別紙のとおり変更した研修6日目に、作成した提出用模擬ケアプランを1部持参して提出して下さい。また、原本を1部持参いただきます。提出がない場合、以後の研修が受講できませんので、忘れずご持参下さい。

○1コース(21MK01)6日目(8月30日)

○3コース(21MK03)6日目(8月31日)

○5コース(21MK05)6日目(9月2日)

○6コース(21MK06)6日目(8月27日)

○7コース(21MK07)6日目(8月24日⇒従前の郵送による提出も対応いたします。)

## 4. 再開後の研修の持参物及び事前学習

1) 研修3日目から再開するコースの方(1・3・5・6コース(21MK01・03・05・06))

①【持参物】テキスト上巻・下巻、事例で学ぶアセスメントとケアプラン作成、演習シート集、実習の手引き、評価シート、フェイスシールド

②【事前学習】テキスト上巻P237~275、P573~596、テキスト下巻P39~70 神谷花子さんの事例(上巻テキストP351~363、416~420、448、466~467)以上を、読んできて下さい。

2) 研修4日目から再開するコースの方(7コース(21MK07))

①【持参物】テキスト上巻、演習シート集、評価シート、フェイスシールド

②【事前学習】テキスト上巻P63~179、演習シート集P23~65を読んできて下さい。

3) (8・9・11・12コース(21MK08・09・11・12、21EK08・09))

1日目6月16日(水)、2日目6月30日(水)のコースの方

①テキスト等は、研修3日目にお渡しします。

②受講カード等受講確定に係る書類一式。

## 5. 6月16日(水)研修1日目及び6月30日(水)2日目の取扱いについて

現在、大阪府と協議中です。確定次第、皆さまにお知らせいたします。

## 6. 未経験更新研修・再研修受講に係るお願いについて

皆さまには、研修受講時につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用(鼻と口を覆う)と手指消毒の徹底をお願いしているところであり、また、職場や家庭などにおいて、感染者または濃厚接触者が発生した場合につきましても、当

協会へご相談いただき、体調不良時は連絡の上、お休みくださるようお願いいたします。

## 7. その他

- 1) 大阪府から「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について」が、案内されているところであります。大阪府登録の介護支援専門員で、介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和3年1月1日から令和5年12月31日の方については、有効期間満了日の翌日から2年間、介護支援専門員の資格を喪失しないという内容になっております。
- 2) 介護支援専門員の資格は、更新を行うことにより有効となりますが、たとえ有効期間が満了して失効したとしても、大阪府介護支援専門員資格登録簿から削除されるわけではありません。再び、介護支援専門員の資格を有効とするためには、再研修を修了することによって、新たな介護支援専門員証の交付を受けることができます。したがって、介護支援専門員の資格を活用して実務を行わない場合は、今回の未経験者向け研修を受講しなくとも、有効期間が満了したのちに、毎年実施する再研修を受講し修了することで、介護支援専門員の資格を得ることができます。（両研修とも受講料及びテキスト代は同額です。）

※上記6、7をご確認いただき、研修受講のご判断をお願いします。

受講に際してご不安がある場合は、特例措置等を活用して、翌年度へ振り替える対応や研修受講の辞退を受付いたしますので、必ずご相談ください。よろしく申し上げます。

以上